

京都市訓令甲第10号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1項の表以外の部分中「環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長」を「総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化事業担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長」に，「建設局土木技術・防災減災担当局長」を「建設局企画管理・防災減災担当局長」に，「政策企画課長」を「政策企画調整第一課長」に改め，同項の表局長及び担当局長（環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「環境政策局ごみ減量担当局長，文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長」を「総合企画局京都創生担当局長，文化市民局文化事業担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局子どもはぐくみ局創設担当局長及び医務担当局長，都市計画局建築技術・景観担当局長」に，「建設局土木技術・防災減災担当局長」を「建設局企画管理・防災減災担当局長」に改め，同表課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画課長，情報管理課長及び情報統計課長を含む。）及び担当課長の項中「政策企画課長」を「政策企画調整第一課長」に改め，同条第2項中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長」に改める。

別表第1職員課長の項第1号中「及び子ども手当」を削る。

別表第2経営・防災担当部長の項中「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)